

# 中央区中小企業ホームページ作成費補助金交付までの流れ

## 《補助を受けられる要件》

- ・ 中小企業で区内に事業所を有すること。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項から第8項に規定する営業を行う者に該当しないこと。
- ・ 過去に本助成を受けてホームページを作成・改修したことがないこと。
- ・ 申請時にホームページ作成（変更）前であること。
- ・ 変更の場合は目に見える変更であること。（内部構築のみは認めない。）
- ・ 申請年度内（3月末日）までに事業が完了し、事業実績報告書を提出すること。

